

長田区の自然にかかわる活動助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区の計画にある「自然を生かしたうつくしいまち長田」の実現に向け、長田区にある山・川・緑など、まちの自然を生かし地域力を高めることを目的に活動を推進する団体・実行組織（以下「団体」という。）の活動に係る経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 団体が計画した活動について、各年度当初から年度末まで責任を持って実行できる団体で、長田区と協働して1年以上の活動を行なっている団体であることとする。

(助成対象活動)

第3条 この要綱で定める助成の対象は、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 長田区内の河川・里山における雑草や雑木の刈り取りなどの維持管理活動
- (2) 長田区内の河川・里山における自然環境の保全のための清掃活動
- (3) 長田区内の河川・里山における育成活動
- (4) その他区長が必要と認める活動

2 助成対象活動は、いずれの活動も河川管理者、地権者等の許可を得た活動であること

(助成対象期間)

第4条 この要綱に定める助成期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成対象経費)

第5条 団体の総活動経費の範囲内で、かつ15万円を限度に、別表で定めた予算の範囲内で助成できるものとする。

2 助成対象経費として認められるものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 清掃活動に係る軍手、ゴミ袋等の消耗品及び活動中の水分補給に係るお茶代、紙コップ代等
但し、アルコール類の購入は助成対象外とする
- (2) 活動案内や資料作成に係る印刷代、コピー代、郵便代等
- (3) 環境保全・育成活動に係る苗・肥料等の購入費
但し、魚介類、両生類、昆虫（卵・幼虫等含）等の生物は対象外とする
- (4) 刈り払い機、のこぎり、鎌、スコップ等の備品購入及び刈り払い機用の燃料代
- (5) 申請団体構成員が活動のために参集する公共交通機関利用費
- (6) 研究会・勉強会等における講師報酬

(7) その他区長が特に必要と認めるもの

(助成金の交付申請)

第6条 助成を受けようとする団体は、次に掲げる各号の書類を添えて、区長あてに指定する期日までに提出するものとする。

- (1) 助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 団体概要(様式第2号)
- (3) 助成を受けようとする年度の活動企画書(様式第3号)
- (4) 助成を受けようとする年度の収支予算書(様式第4号)
- (5) 助成を受けようとする前年度の活動報告書(様式第5号)

2 活動計画に変更がある場合は、速やかに計画変更申請書(様式第6号)を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 前条による申請があった場合、区長は当該申請を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、当該団体に対し、助成金交付決定をし、助成金交付決定書により申請者に通知するものとする。

2 不採択団体に対しては、理由を付して、不採択の通知を行なうものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成金を受けようとする団体は、区長あてに指定する期日までに活動報告書(様式第7号)、収支決算報告書(様式第8号)及びこれを証する領収書原本、活動記録写真等を添付のうえ助成金交付請求書(様式第9号)を提出するものとする。

(助成金の交付)

第9条 区長は前条に係る助成金請求を受けたときは、すみやかに申請者に助成金を交付するものとする。

(助成決定の取り消し等)

第10条 助成金交付決定をし、または助成金交付決定通知書により申請者に通知後であっても、申請書類に虚偽又は不備等が判明した場合は、その決定を取り消し、助成金の支払を拒否する事ができる。

2 助成金支払後に虚偽が判明した場合にあっては、すみやかに助成金全額を返還するものとし、今後当該団体の助成金申請には一切応じないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表

年間延べ活動人数	助成金額上限 (円)
100人未満	0
100人～149人	50,000
150人～199人	75,000
200人～249人	100,000
250人～299人	125,000
300人～	150,000